

小型機船底びき網漁業（県外入漁）

制 限 措 置 (規則第11条関係)							
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
手繰第2種こぎ網漁業 (山口県漁業者)	120隻	5トン未満	48キロワット (15)以下	<p>大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線との間における大分県管轄海域。この場合において、大分県管轄海域とは、基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいい、基点は、次のとおりとする。</p> <p>ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所 イ 福岡県北九州市門司区門司崎灯台 ウ アの点とイの点を結ぶ線の中央点 エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位173度1,530メートルの点(福岡県北九州市門司区部崎灯台から真方位310度28分2,975メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点) オ 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点 カ 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県山陽小野田市大字郡日宮崎鼻南端(世界測地系:北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)とを結ぶ線の中央点 キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p>	4月1日から翌年の3月31日まで	山口県知事から小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間に入漁協定に基づいて入漁する者	令和4年2月4日から同年3月4日まで

				<p>ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点</p> <p>サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点</p> <p>シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点</p> <p>セ 山口県光市大字室積村杵崎西端</p> <p>ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点</p> <p>ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点</p> <p>ト 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点</p> <p>ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡</p> <p>ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。